

事例で学ぶ 歯科レセプト作成と点検

目 次

第1編 保険請求事務の基礎知識

第1章 レセプト作成の概要

- 1. 保険医療機関の窓口業務 3
- 2. 受給資格の確認 3
- 3. 歯科診療録への記載 5
- 4. レセプトの記載要領 9

第2章 レセプト点検の概要

- 1. 傷病名と診療内容からみた点検 23
- 2. 算定要件からみた点検 24
- 3. 治療の流れからみた点検 24

第2編 点数算定と点数表の解釈

第1章 基本診療料

- 1. 初・再診料 31
- 2. 入院料等 38
- 事例1～事例4-2 39

第2章 特掲診療料

- 1. 医学管理等 45
- 事例5～事例8 63
- 2. 在宅医療 67
- 事例9、事例10 79
- 3. 検 査 81
- 事例11～事例15 91
- 4. 画像診断 98
- 事例16～事例18 107
- 5. 投 薬 111
- 事例19、事例20 117
- 6. 注 射 119
- 事例21 120

7. リハビリテーション	121
事例22	124
8. 処 置	125
事例23～事例29	157
9. 手 術	169
事例30～事例33	180
10. 麻 酔	184
事例34、事例35	187
11. 放射線治療	189
12. 歯冠修復及び欠損補綴	190
(1) 歯冠形成	191
(2) 歯冠修復	205
事例36～事例43	223
(3) 欠損補綴	232
1) 補綴時診断	232
2) 架工義歯（ブリッジ）	233
事例44～事例46	245
3) 有床義歯	248
4) その他	263
事例47-1～事例48-2	264
13. 歯科矯正（保険適応のみ）	268
事例49、事例50	276
14. 病理診断	278
15. その他	280

第3章 その他

1. 未装着の請求	284
2. 差額徴収	285
3. 保険外併用療養費	286

第3編 レセプト作成と点検

第1章 レセプト作成（模擬カルテより）

1. 歯科疾患における治療の流れ（カルテ例及びレセプト）	289
[例1 初期う蝕の治療（C）、例2 初期う蝕、歯髄炎の治療（Pul 例1）、 例3 歯髄炎の治療（Pul 例2）、例4 根尖性歯周炎の治療（Per）、例5 歯周治療（P 例1-1）、例6 歯周治療（P 例1-2）、例7 歯周治療（P 例1-3）、例8 欠損補綴（ブリッジ）、例9 欠損補綴（有床義歯 例1）、 例10 欠損補綴（有床義歯 例2）]	334
2. カルテまたはレセプトに使用できる略称	334
3. レセプト摘要欄等記載事項	338

第2章 点検と解説

1. 点検用事例（事例1～事例10-6） 361

2. 事例の解説（事例1～事例10-6） 381

第4編 歯科の基礎知識

第1章 口腔内の組織と名称

1. 口腔内の組織と名称	387
2. 歯の組織と構造	392

第2章 歯の疾患

- 1. う蝕症（むし菌）..... 394
- 2. 歯内療法..... 396
- 3. 歯周治療..... 398

第3章 歯冠修復及び欠損補綴

1. 齒冠修復.....	405
2. 欠損補綴.....	409

索引

- 本文中の内容については、令和8年5月末日現在の告示・通知等をもとに作成してあります。
- 本文中の、A002、B002、C001-3等の番号は、歯科診療報酬点数表の区分番号です。
- 本文中の（略： ）については、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について」（令和8年3月27日保医発0327第3号）及び「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（令和8年3月27日保医発0327第2号）において規定されている略称及び略号を表します。
- 本文中の（要届出）の記載については、施設基準届出保険医療機関として届出を行った場合に算定できることを表します。
- 本書に掲載したレセプト事例の患者名は仮名であり、レセプトの内容とは一切関係ありません。なお、医療機関の所在地については、すべて省略してあります。
- レセプト事例中の薬剤については、『薬価基準点数早見表 令和8年4月版』（社会保険研究所）に基づき、以下の基準で記載しました。

*フロモックス錠100mg	100mg	3T
品名	規格・単位	使用量

第1章 レセプト作成の概要

1. 保険医療機関の窓口業務

保険医療機関では保険診療を行うために、受付窓口で、マイナンバーカードによる電子資格確認（オンライン資格確認）又は資格確認書による受給資格の確認を行います。

受給資格の確認後は、その内容を歯科診療録（カルテ）へ記載（若しくは入力）します。これは、歯科医師法第23条により診療行為に関する事項を歯科診療録に記載する義務があり、また、歯科医師法施行規則第22条においても歯科診療録への記載事項の内容が規定されているからです。

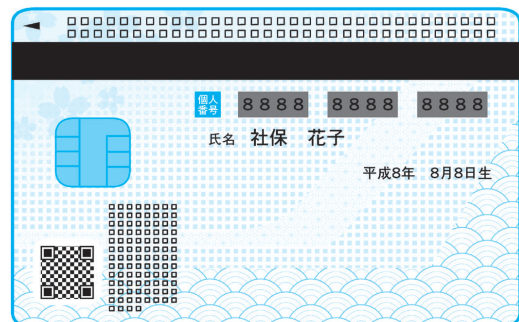
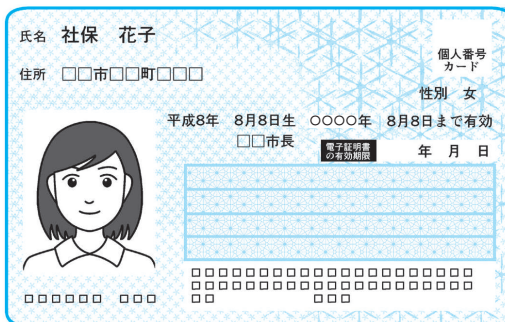
保険医療機関では歯科診療録に基づいて診療報酬明細書（レセプト）が作成され、治療費の請求が行われます。保険者番号や記号番号等の記載（若しくは入力）誤りや資格喪失後の受診が発生した場合、請求しても査定や返戻（本編第2章参照）となり、治療費は支払われません。たとえ事務的な内容であっても、査定や返戻が多く中長期的にわたり改善傾向のない保険医療機関は、指導監査の対象の一要因と成り得ます。

このように保険医療機関の窓口業務は、保険診療の基本であり、収益について重要な役割を担っています。

2. 受給資格の確認（療養担当規則第3条）

(1) マイナンバーカード（オンライン）等により受給資格の確認をします。

（マイナンバーカード見本）



(資格確認書 (例))

【健康保険資格確認書 (例)】

(被保険者)

健康保険 資格確認書		(被保険者)	年 月 日交付
記号	番号	(枝番)	
氏名			
性別			
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
事業所所在地			
事業所名称			
保険者所在地			
保険者番号・名称			
印			

(被扶養者)

健康保険 資格確認書		(被扶養者)	年 月 日交付
記号	番号	(枝番)	
氏名			
性別	被保険者氏名		
生 年 月 日	年 月 日		
資格取得年月日	年 月 日		
事業所所在地			
事業所名称			
保険者所在地			
保険者番号・名称			
印			

【国民健康保険資格確認書 (例)】

〇〇都道府県 国民健康保険 資格確認書		有効期限 年 月 日
		発効期日 年 月 日
記号	番号	(枝番)
氏名	性別	
生 年 月 日	年 月 日	負担割合 割
適用開始年月日	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	
世帯主氏名		
住所		
保険者番号		
交付者名		
印		

(2) 任意継続保険の取り扱い

健康保険（社会保険）の被保険者期間が2か月以上ある者が資格を喪失したときに手続をすることによって、2年間は個人で被保険者の資格が継続されます。その場合は任意継続の資格確認書が発行されます。有効期限に注意します。他の取り扱いについては一般の資格確認と同様です。

(3) その他の取り扱い

① 心身障害者医療費助成制度^㉔

受診の際、^㉔心身障害者医療受給者証及び各種健康保険の資格確認が必要です。

② ひとり親家庭等の医療^㉕

受診の際、ひとり親家庭等医療費受給者証及び、各種健康保険の資格確認が必要です。

③ 小児医療費助成事業^㉖

受診の際、^㉖医療証、又は^㉗医療証及び各種健康保険の資格確認が必要です。

④ その他の公費負担医療

資格を証明する各種医療証、手帳、資格証明書等の確認が必要です。

⑤ 生活保護

福祉事務所からの医療券・調剤券による受給者番号等の確認が必要です。

3. 歯科診療録への記載(療養担当規則第8条)

歯科診療録第1面の次に掲げる保険医療機関の責務に関する事項に、資格確認書等より入手した資格情報を記載（若しくは入力）します。記載（若しくは入力）誤りや記載漏れが多いので注意が必要です。

(1) 歯科診療録第1面の次に掲げる保険医療機関の責務に関する事項に記載します。

【保険医療機関の責務（歯科診療録第1面）】

歯 科 診 療 録

公費負担者番号		①				保険者番号		③			
公費負担医療の受給者番号						被保険者証		記号・番号		・ (枝番)	
						有効期限		令和		年 月 日	
② 受診者	氏名						被保険者氏名				
	生年月日	明大昭平令	年	月	日生	男・女	資格取得	昭和 平成 令和	年	月	日
	住所	電話 局 番					事業所	所在地	電話	局	番
	職業		被保険者との続柄			保険者	所在地	電話	局	番	
						名称					

- ① 公費併用の場合は公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号
- ② 受診者氏名・生年月日・性別・住所・電話・職業・続柄
- ③ 保険者番号・記号及び番号（枝番）・有効期限・被保険者氏名・資格取得年月日・事業所名称・保険者所在地・電話・保険者名称

(2) 歯科診療録第1面の次に掲げる保険医の責務に関する事項に記載します。

【保険医の責務（歯科診療録第1面）】

部 位	傷 病 名	職 務	開 始	終 了	転 帰	
7+7 7+7	P ₂	⑤ 上・外	8 年 6 月 5 日	年 月 日		
④ 6	C ₃ 急化Pul	⑥ 上・外	⑦ 年 月 日	⑧ 年 月 日	⑨	
6	C ₂	上・外	年 月 日	年 月 日		
		上・外	年 月 日	年 月 日		

〔主 訴〕その他摘要 ⑪

④ 部位欄

⑤ 傷病名欄は明細書の略称病名を用いず正確に記入します（診療録に用いることが出来る略称は定められています。「第3編第1章の2.」を参照）。

⑥ 職務欄では傷病が「業務上」のものか「業務外」のものかを確認後に記載します。

⑦ 開始年月日欄には初診日を記載します。

⑧ 終了年月日欄には治療完了日若しくは、治療中止日を記載します。

⑨ 転帰欄に治療完了時には「治癒」を、治療途中での中止には「中止」と記載します。

⑩ 口腔内所見欄は治療着手前の状態を記載します。

⑪ 主訴欄は患者の訴えを忠実に、かつ、簡潔に記載します。

(3) 歯科診療録第2面の次に掲げる保険医の責務に関する事項に記載をします。

【保険医の責務（歯科診療録第2面）】

月 日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負 担 金 額
6 5	⑬	初診 ⑭	272	⑮
⑫ 7+7 7+7		パノラマ	317	
		スタディモデル		
		歯周病検査（歯周基本検査）	200 ⑮	

⑫ 月日欄（診療実日数は月末に月計をする）は診療のつと記載します。

⑬ 部位欄

⑭ 療法・処置欄

⑮ 点数欄は診療行為別にそれぞれの所定点数が記載されたものを受付において合計し、1日の合計点を記載します。

⑮ 負担金徴収額欄は徴収金額を記載します。

○

3 菌科	1 2	社 公	国 費	3 後期	1 2 3	單 2 3	独 併 併	2 4 6	本 六 家	外 外 外	8 0 高 高	外 外 外
								給 付 額 台	10 7	9 ()	8 ()	

傷病名 部位	診療開始日														年 月 日							
	診療終了日														日 () 日							
	転帰 治療 死亡 中止																					
初診	272	時間外 (85)	休日 (250)	深夜 (480)	乳 (40)	乳・時間外 (125)	乳・休日 (290)	乳・深夜 (620)	特連 (150)	特地 (100)	外安全 (12)	外感染 (12)・(14)			点							
再診	59×	時間外 65×	休日 190×	深夜 420×	乳 10×	乳・時間外 75×	乳・休日 200×	乳・深夜 530×	外安全 2×	外感染	×											
管理・リハ	固管 90 + 10 + 40 + 50 +	根管 30・78	根管 30・78	機 50・90	実地指 80・100	指導 46	義管 140×	140×	固リ 114・54・70	P画像 50×	その他											
投薬・注射	内 外 注 入	調 11×														8×	処方 42×	精 4×	+3×	処 60×	注 25×	37×
X線検査	全額 枚	色調 10×		P混練 80	40×	P部焼 15×	基 50	25×	精 100	50×	そ											
	標 48×	25×	S給 60×	動運動 380×	歯焼 130	65×	本 110	55×	常 220	110×	の											
パ	317×	315×	EMR 30×	45×	60×	75×	査 200	100×	査 400	200×	他											
処置	単純 18×	保護 200×	154×	38×	Rコ 46×	填塞 141×	146×	Hys 46×	56×	咬調 40×	60×											
	抜 234×	惑 160×	根 33×	根 72×	加 150×	生切 233×	除 20×	Comd 110×	F局 110・80・100													
	426×	根 310×	41×	94×	180×	275×	48×	歯清 72	P処 14×													
	植 600×	処 450×	貼 57×	充 122×	充 230×	+400×	+150×	去 80×	SPT 170・200・350	+120	+100											
手術	S C 72×	+38×	36×	+19×	SRP 前 60×		小 64×	大 72×	前 30×	小 32×	大 36×											
	抜歯 乳 130×	前 160×	+230×	白 270×	+230×	理 1080×	+230×	切開 180×	230×													
その他																						
麻醉	伝麻 42×	浸麻 30×	その他																			
歯冠	補植 90×	70×	維持管理 100×	330×	440×	60×	印 32×	64×	282×	334×												
	歯 (生 前 C 796×	失 前 C 636×	前 40×	窩 86×	TeC 48×	咬 18×	76×	150×														
	冠 生 金硬 306×	生 金硬 166×	調 +20×	修理 70×	合 57×	187×	283×															
	冠 生 底製 120×	生 底製 114×	試 40×	80×	適 40×	100×	190×															
	形 (生 前接 796×	+20×	生 前 636×	+20×	適 40×	100×	190×															
修	成 ゴ 金 306×	+20×	ゴ 金 166×	+20×																		
	支台 50×	支台製造 マタル 前小 263×	大 354×	その他 前小 147×	大 159×	修形 120×	充形 128×	+40×														
修復	金 銀 224×	353×	454×	394×	563×	1400×	硬ジ 951×	776×	先 106×	材 12×	31×											
	銀 前小 662×	1222×	1527×	1467×	1907×	2973×	硬 230×	391×	先 158×	材 17×	18×											
	冠 小バ 888×	1564×	1919×	2482×	601×	仮着 40×	80×	先 59×	材 4×	11×												
び	大 銀 243×	376×	428×	601×	装着 45×	+55×	先 107×	材 3×	8×													
	CRD Ⅰ (I) 939×	Ⅱ 912×	Ⅲ 1043×	デ 1250×	型 1850×	根 小 695×	床 916×	調 257×	銀 大 276×	コン 118×												
欠損	ボ 前 2579×	銀 前 1318×	鍍 大バ 2762×	C (I) 1369×	(Ⅱ) 1342×	装着 4×	12×	HRBr 4068×														
	小バ 2388×	銀 小 772×	造 小バ 2188×	(Ⅲ) 1473×	(Ⅳ) 1528×	材料 10×	17×	TiBr 2961×	+600×													
	装 大バ 2822×	銀 大 632×	銀 542×	バ 鍍 487×	屈曲 不特 298×	保 62×	Br装着 150×	300×														
補綴	有 1~4歯 686×	床 276×	縦性 1237×	床 266×	床 246×	床 232×	床 290×	+55×	+35×	工 9×												
	5~8歯 830×	328×	アキ付 1748×	床 2090×	床 232×	修 320×	+55×	+35×	10×													
	9~11歯 1167×	適 490×	付 1748×	床 2090×	床 232×	修 320×	+55×	+35×	10×													
	12~14歯 1629×	692×	付 1748×	床 2090×	床 232×	修 320×	+55×	+35×	10×													
	固結義歯 2740×	合 1020×	板 902×	コバ 273×	理 375×	+55×	+35×	10×														
その他																						
摘要	公費分請求 点 合計 点										患者負担額 (公費) 円 決定 率 点		高額療養費 円 一律負担 減額 割増 金 額 免除、支給額 円									
	点 数 決定 率 点										患者負担額 (公費) 円 決定 率 点		高額療養費 円 一律負担 減額 割増 金 額 免除、支給額 円									
	点 数 決定 率 点										患者負担額 (公費) 円 決定 率 点		高額療養費 円 一律負担 減額 割増 金 額 免除、支給額 円									

加算用レセプト

○診療報酬明細書
(歯科)

令和 年 月 日

都道府県 医療機関コード 県番号

3 1 社・国 3 後期 1 単独 2 本外 8 高外
2 公費 2 3 併 4 6 家外 0 高外7

10 9 8
7 ()

公費負担者番号

公費負担医療の受給者番号

保険者番号

被保険者資格に係る記号・番号

(枝番)

氏名

特記事項

届出

補管
歯科初診

勤務上の事由

1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

加算

保険診療開始の所在地及び名称

傷病名部位

診療開始日

診療日数

転帰 治療 死亡 中止

初診 272 時間外(85) 休日(250) 深夜(480) 乳(40) 乳・時間外(125) 乳・休日(290) 乳・深夜(620) 特選(150) 特地(100) 外安全(12) 外感染(12)・(14)

再診 59X 時間外 65X 休日 190X 深夜 420X 乳 10X 乳・時間外 75X 乳・休日 200X 乳・深夜 530X 外安全 2X 外感染 X

管理・リハ 歯管 90 + 10 + 40 + 50 + 30・78 30・78 50・90 80・100 口指導 46 義管 140X 140X 114・54・70 P画像 50X その他

投薬・注射 内電外注 調11X 8X 処方 42X +3X 精 4X +3X 処 60X +3X 注 25X 37X

X線検査 全額 枚 色調 10X P混検 80 40X P部検 15X 基 50 25X 精 100 50X その他 48X 25X S培養 60X 顕運動 380X 歯検 130 65X 本 110 55X 密検 220 110X 他 317X 315X EMR 30X 45X 60X 75X 査 200 100X 査 400 200X

処置・手術 その他 単純 27X 保護 300X 231X 57X Rコ 69X 填塞 208X 213X Hys 69X 84X 咬調 60X 90X 抜 304X 感 208X 根 50X 根 108X 加工 225X 生切 350X 除 30X Tcond 165X F局 165・120・150 554X 根 403X 62X 141X 270X 413X 72X 歯清 108 P処 21X 植 900X 処 675X 貼 86X 充 183X 充 345X +600X +225X 去 120X SPT 255・300・525 +180 +150

S C 108X +57X 54X +29X SRP 前 90X 小 96X 大108X 前 45X 小 48X 大 54X 抜歯 乳 195X 前 240X +345X 臼 405X +345X 理 1620X +345X 切開 234X 345X

その他

麻酔 伝麻 63X 浸麻 45X その他

歯科 補診 90X 70X 維持管理 90X 印 48X 96X 423X 501X 歯 (前C 1194X (失 前C 954X 前 60X 窩 129X 象 63X 108X 391X 462X 冠 単 金銀 459X 金銀 249X 洞 +30X TeC 72X 咬 27X 114X 225X 形 既製 180X 既製 171X +60X 修理 105X 合 97X 318X 481X 成 生 前接 1194X +30X 失 前 954X +30X 試 60X 120X 成 ズ 金 459X +30X ズ 金 249X +30X 適 60X 150X 285X 修 有 75X 支台架造 メタル 前小 341X 大 445X その他 前小 210X 大 222X 修形 180X 充形 192X +60X 復 金 乳銀 224X 353X 454X 394X 563X 1400X 硬ジ 951X 776X 充 159X 材 12X 31X 元 前小 662X 1222X 1527X 1467X 1907X 2973X 乳 330X 586X 充 1 237X 充 1 7X 18X 冠 修 大バ 883X 1564X 1919X 2482X 仮着 60X 120X 充 89X 材 4X 11X 修 大銀 243X 376X 428X 601X 装着 68X +83X 充 2 161X 充 1 3X 8X び CAD (I) 939X (II) 912X (III) 1043X 子 1250X 前 1850X 根 前小 695X 大 916X 鋼 257X 銀大 276X レジ 171X 欠 デ 前 2579X 銀前 1318X バ大 2762X C (I) 1369X (II) 1342X 装着 4X 12X HRR 4068X テ 前 2388X 銀小 772X 造 バ小 2188X D (I) 1473X (II) 1528X 材料 10X 17X TIB 2961X +600X ク バ大 2822X 銀大 632X 銀 542X 不 鑄 コバ 487X 屈曲 不特 298X 保 62X B装着 225X 450X 損 有 1~4歯 716X 床 457X 螺 1467X 溝 266X 有 5~8歯 860X 546X キ 前小 1748X 溝 246X 床 9~11歯 1227X 適 809X シ 付 大 2090X 鉤線 不 232X 義 12~14歯 1689X 1152X 小 879X 鉤特 鉤 139X 床 435X +83X +53X 工 9X 固総義歯 2855X 合 1688X 板 銀 大 902X 鉤 273X 修 480X +83X +53X 10X 理 563X +83X +53X 園 X

その他

その他

摘要 公費分請求点 請求率 合計点 患者負担額 (公費) 決定率 高額療養費 一律負担 減額 新制度 免除 支払猶予

資料加算 (令和年6月版)

8

4. レセプトの記載要領

一般事項（令8.3.27 保医発 0327第2号）

- (1)用紙の大きさ ……日本工業規格A列4番とする。ただし、電子計算機により作成する場合は、A列4番と±6mm（縦方向）、+6mm、-4mm（横方向）の差は差し支えないものとする。
 - (2)記載した数字等の訂正 ……修正液等は使用しない。誤って記載した数字等を＝線で抹消のうえ正しい数字等を記載する。
電子計算機による場合は再出力が望ましい。
 - (3)記載に当たっての手書 ……黒若しくは青色のインク又はボールペン等を使用する。
きの場合の筆記用具
 - (4)月の途中で、記号番号 ……保険者が同一であれば変更後の記号・番号で提出する。
等の変更があった場合
 - (5)月の途中で保険者番号 ……保険者番号ごとに、それぞれ別の明細書を作成する。
の変更（保険者変更）
があった場合
 - (6)同一月に入院分と外来 ……入院と外来それぞれにレセプトを作成する。
分の請求があった場合
 - (7)摘要欄に記載する内容 ……レセプトと同じ大きさの用紙に、診療年月、医療機関コード、
が書ききれない場合 患者氏名、保険者種別番号、保険者番号、記号・番号を記載した上、所定内容を記載し、続紙として、当該レセプトの次に重ね、左上端を貼りつけること。
- レセプト提出の時効 ……社保は診療月の翌月から起算して3年後、国保は3年3月後となる。

上書き（頭書）

① 請求年月

①—1 診療年月を記載

○ 診療報酬明細書
(歯科)

令和 8 年 6 月分

都道府 医療機関コード
県番号

3	1	社・国	3	後期	1	単	2	本	8
2	2	公費	2	併	2	併	4	外	外
					3	併	6	家	高
								外	7

公費負担者番号				公費負担医療の受給者番号				保険者番号				診療月	10	9	8
													7	()	

被保険者資格に係る記号・番号		(枝番)
----------------	--	------

氏名	1男2女1明2大3昭4平5令・・生		特記事項	届出	保険医報酬の所在地及び名称
職務上の事由	1職務上2下船後3月以内3通勤災害			補管 歯初診	

①—2 診療月以前の請求（未請求分）

診療報酬明細書
(歯科)

令和 8 年 6 月分

都道府県 医療機関コード
県番号

3
歯科

1
社・国
2
公費

3
後期
3
後期

1
単
2
併
3
併

2
本
4
家
6
外

8
高
外
7

公費負担者番号

公費負担医療の受給者番号

保険者番号

被保険者資格に係る記号・番号

給付割合
10 9 8
7 ()

(枝番)

氏名

1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . 生

特記事項

届出

補管
歯初診

保険医療機関の所在地及び名称

職務上の事由
1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

その他

摘要

公費分請求
点数決定率
患者負担額
(公費)
高額療養費※

合計
点
決定
※
一部負担額
減額
免除・支払猶予

点
点
点
円
円

未請求

② 都道府県番号 保険医療機関の所在する都道府県番号

診療報酬明細書
(歯科)

令和 年 月分

都道府県 医療機関コード
県番号 13

3
歯科

1
社・国
2
公費

3
後期
3
後期

1
単
2
併
3
併

2
本
4
家
6
外

8
高
外
7

公費負担者番号

公費負担医療の受給者番号

保険者番号

被保険者資格に係る記号・番号

給付割合
10 9 8
7 ()

(枝番)

氏名

1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . 生

特記事項

届出

補管
歯初診

保険医療機関の所在地及び名称

職務上の事由
1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

〈参考〉

都道府県番号表					
都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01又は51	石川県	17又は67	岡山県	33又は83
青森県	02又は52	福井県	18又は68	広島県	34又は84
岩手県	03又は53	山梨県	19又は69	山口県	35又は85
宮城県	04又は54	長野県	20又は70	徳島県	36又は86
秋田県	05又は55	岐阜県	21又は71	香川県	37又は87
山形県	06又は56	静岡県	22又は72	愛媛県	38又は88
福島県	07又は57	愛知県	23又は73	高知県	39又は89
茨城県	08又は58	三重県	24又は74	福岡県	40又は90
栃木県	09又は59	滋賀県	25又は75	佐賀県	41又は91
群馬県	10又は60	東京都	26又は76	長崎県	42又は92
埼玉県	11又は61	大阪府	27又は77	熊本県	43又は93
千葉県	12又は62	兵庫県	28又は78	大分県	44又は94
東京都	13又は63	奈良県	29又は79	宮崎県	45又は95
神奈川県	14又は64	和歌山県	30又は80	鹿児島県	46又は96
新潟県	15又は65	鳥取県	31又は81	沖縄県	47又は97
富山県	16又は66	島根県	32又は82		

③—1 社保本人、市町村国保で被保険者（世帯主）又は国保組合被保険者（組合員）

○

※「給付割合」欄：国民健康保険の場合、該当する給付割合を○で囲むか、（ ）の中に給付割合を記載します。

O

③—3 社保家族又は国保の未就学者

O

③—4 公費、单独

C

※「2 2 併」は、1種の公費負担医療との併用。「3 3 併」は、2種の公費負担医療との併用。

③—5 前期高齢者で現役並み所得者以外（一般）（8割給付）

○ 診療報酬明細書 (歯科) 令和 年 月 日

都道府 医療機関コード
県番号

3 歯科	1 社・国 2 公費	3 後期	1 単 2 併 3 併	2 4 6	本 外 6 家 外 0	8 高 外 7
---------	---------------------	---------	----------------------------	-------------	----------------------------	------------------

公費負担者番号	公費負担医療の受給者番号	保険者番号	被保険者資格に係る記号・番号	給付割合 10 9 8 7 ()	(枝番)
---------	--------------	-------	----------------	-------------------------	------

氏名	特記事項	届出
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . 生		補管 歯初診
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害	保険 期間 の所 在地 及び 名称

※前期高齢者の療養の給付は、現役並み所得者は7割、現役並み所得者以外（一般）は8割です。

③—6 前期高齢者で現役並み所得者（7割給付）

○ 診療報酬明細書 (歯科) 令和 年 月 日

都道府 医療機関コード
県番号

3 歯科	1 社・国 2 公費	3 後期	1 単 2 併 3 併	2 4 6	本 外 6 家 外 0	8 高 外 7
---------	---------------------	---------	----------------------------	-------------	----------------------------	------------------

公費負担者番号	公費負担医療の受給者番号	保険者番号	被保険者資格に係る記号・番号	給付割合 10 9 8 7 ()	(枝番)
---------	--------------	-------	----------------	-------------------------	------

氏名	特記事項	届出
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . 生		補管 歯初診
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害	保険 期間 の所 在地 及び 名称

③—7 後期高齢者で現役並み所得者以外（一般）（8割又は9割給付）

○ 診療報酬明細書 (歯科) 令和 年 月 日

都道府 医療機関コード
県番号

3 歯科	1 社・国 2 公費	3 後期	1 単 2 併 3 併	2 4 6	本 外 6 家 外 0	8 高 外 7
---------	---------------------	---------	----------------------------	-------------	----------------------------	------------------

公費負担者番号	公費負担医療の受給者番号	保険者番号 3 9	被保険者資格に係る記号・番号	給付割合 10 9 8 7 ()	(枝番)
---------	--------------	--------------	----------------	-------------------------	------

氏名	特記事項	届出
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . 生		補管 歯初診
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害	保険 期間 の所 在地 及び 名称

※後期高齢者の療養の給付は、現役並み所得者は7割、現役並み所得者以外（一般）のうち一定以上所得者は8割、それ以外が9割です。

③—8 後期高齢者で現役並み所得者（7割給付）

○ 診療報酬明細書 (歯科) 令和 年 月 日

都道府 医療機関コード
県番号

3 歯科	1 社・国 2 公費	3 後期	1 単 2 併 3 併	2 4 6	本 外 6 家 外 0	8 高 外 7
---------	---------------------	---------	----------------------------	-------------	----------------------------	------------------

公費負担者番号	公費負担医療の受給者番号	保険者番号 3 9	被保険者資格に係る記号・番号	給付割合 10 9 8 7 ()	(枝番)
---------	--------------	--------------	----------------	-------------------------	------

氏名	特記事項	届出
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . 生		補管 歯初診
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害	保険 期間 の所 在地 及び 名称

4 「保険者番号」欄

診療報酬明細書 (歯科) 令和 年 月 分

都道府 医療機関コード 県番号

3	1	社・国	3	後期	1	単独	2	本外	8	高外
歯科	2	公費			2	2併	4	6	0	高外
					3	3併				

保険者番号 0 6 1 3

被保険者資格に係る記号・番号 1 2 3 ・ 4 5 6 7 8 (枝番) 01

氏名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 ・ ・ 生

職務上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

特記事項

届出 補管 歯初診

保険医療機関の所在地及び名称

保険者番号、記号・番号及び枝番はカルテより正確に記載します。

5 「氏名」欄

診療報酬明細書 (歯科) 令和 年 月 分

都道府 医療機関コード 県番号

3	1	社・国	3	後期	1	単独	2	本外	8	高外
歯科	2	公費			2	2併	4	6	0	高外
					3	3併				

保険者番号

被保険者資格に係る記号・番号 (枝番)

氏名 日本 太郎

職務上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

特記事項

届出 補管 歯初診

保険医療機関の所在地及び名称

姓名をフルネームで記載します。なお電子計算機の場合は姓と名の間にスペースをとります。生年月日についても省略せず生まれた日まで記載します。

6 「職務上の事由」欄

診療報酬明細書 (歯科) 令和 年 月 分

都道府 医療機関コード 県番号

3	1	社・国	3	後期	1	単独	2	本外	8	高外
歯科	2	公費			2	2併	4	6	0	高外
					3	3併				

保険者番号 0 2

被保険者資格に係る記号・番号 (枝番)

氏名

職務上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

特記事項

届出 補管 歯初診

保険医療機関の所在地及び名称

傷 診療開始日 年 月 日

その他

摘要

公費分請求点	決定※	点	合計	点
患者負担額(公費)	決定※	円		点
高額療養費※	一部負担金	円	減額免除・支払額予	200 円

7 「特記事項」欄

○ 診療報酬明細書 (歯科)		令和 年 月 分		都道府 医療機関コード 県 番号		3 1 社・国 3 後期 1 2 公費 2 3 単独 2 併 4 本外 8 高外 3 併 6 家外 0 高外 7		10 9 8 7 ()	
公費負担者番号		公費負担医療の受給者番号		保険者番号		被保険者資格に係る記号・番号		(枝番)	
氏名 1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令 . . 生		特記事項 加算		届出 補管 歯初診		保険医療機関の所在地及び名称			
職務上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害									

6歳未満の乳幼児加算、歯科診療特別対応加算又は歯科訪問診療時において加算を算定している場合はその旨を記載し、電子計算機により作成する場合はコードNo「40」の記載も必要です。

8 「届出」欄

○ 診療報酬明細書 (歯科)		令和 年 月 分		都道府 医療機関コード 県 番号		3 1 社・国 3 後期 1 2 公費 2 3 単独 2 併 4 本外 8 高外 3 併 6 家外 0 高外 7		10 9 8 7 ()	
公費負担者番号		公費負担医療の受給者番号		保険者番号		被保険者資格に係る記号・番号		(枝番)	
氏名 1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令 . . 生		特記事項		届出 補管 歯初診		保険医療機関の所在地及び名称			
職務上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害									

届出を行っている項目に該当する字句を○で囲みます。
(保険医療機関の届出状況により丸囲み箇所は異なります)

〈補 管〉クラウン・ブリッジ維持管理料の届出を行っている場合

〈歯初診〉初診料の注1に係る院内感染防止対策等の施設基準届出を行っている場合

傷病名欄の記載例

① 同一病名は同一歯式にまとめる

〈例1 $\overline{6}C_2$ 、 $\overline{2}C_1$ 、 $\overline{5}C_3$ 〉

傷 病 名 部 位	$\overline{2} \mid \overline{6} \mid \overline{5} \text{ C}$	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止

〈例2 $\overline{4}C_2$ 単Pul $\overline{7}C_3$ 急化Pul $\overline{6}C_3$ 増Pul〉

傷 病 名 部 位	$\overline{4} \text{ C} \quad \overline{7} \mid \overline{6} \text{ Pul}$	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止

〈例3 $\overline{56}C_3$ 慢化Per $\overline{4}C_2$ 急単Per 口内炎〉

傷 病 名 部 位	$\overline{4} \mid \overline{56} \text{ Per} \quad \text{Stom}$	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止

〈例4 $\overline{⑤6⑦}MT$ $\overline{7-4}MT$ $\overline{7+7}MT$ 〉

傷 病 名 部 位	$\overline{⑤6⑦} MT \quad \overline{7-4} MT \quad \overline{7+7} MT$	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止

〈例5 $\overline{5}C_2$ ”、 $\overline{3}C_2$ 単Pul、 $\overline{5}C_3$ 急化Pul、
 $\overline{6}C_3$ 慢化Per、 $\overline{7}C_3$ 処置歯、 $\overline{⑤6⑦}MT$ 、 $\overline{21} \mid \overline{12} MT$ 〉

傷 病 名 部 位	$\overline{6} \text{ Per} \quad \overline{5} \text{ Pul} \quad \overline{5} \mid \overline{37} \text{ C}$ $\overline{⑤6⑦} MT \quad \overline{21} \mid \overline{12} MT$	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止

② 病名の併記

傷 病 名 部 位	$\overline{6} \text{ Per、WZ} \quad \overline{5} \text{ P急性発作、GA}$	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止

③ 病名の移行

傷病名部位	<u>5</u> C→Pul <u>5</u> Pul→Per	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日 (日)		
		転帰	治癒	死亡	中止

④ 同一診療期間内（一連の診療行為の場合）は同一病名

〈例、5 Pul にて前月歯内療法完了、当月歯冠形成・歯冠修復〉

傷病名部位	<u>5</u> Pul	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日 (日)		
		転帰	治癒	死亡	中止

⑤ 歯式の省略

傷病名部位	<u>3</u> ⇄ <u>3</u> G <u>7</u> ⇄ <u>5</u> P <u>5</u> ⇄ <u>5</u> MT	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日 (日)		
		転帰	治癒	死亡	中止

⑥ ブリッジの病名

〈例1 ⑦ 6 ⑤ | 欠損〉

傷病名部位	<u>⑦ 6 ⑤</u> MT	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日 (日)		
		転帰	治癒	死亡	中止

〈例2 ⑦ 6 ⑤ | 欠損 7 | C₂ 5 | C₃急化Pul〉

傷病名部位	<u>⑦ 6 ⑤</u> MT <u>7</u> C <u>5</u> Pul	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日 (日)		
		転帰	治癒	死亡	中止

〈例3 5 | C₃処置歯、7 | 健全歯とする〉

傷病名部位	<u>⑦ 6 ⑤</u> MT <u>5</u> C	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日 (日)		
		転帰	治癒	死亡	中止

〈例4 75健全歯、5支台歯の歯冠形成中露髄の為抜髄〉

傷 病 名 部 位	7 6 5 MT	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止

〈例5 54間に1歯相当分の間隙〉

傷 病 名 部 位	5 △ 4 MT	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止
摘 要	5 4 間小臼歯1歯分の間隙あり	公費分請求 点数決定率	点	合 計	点
		患者負担額 (公費)	円	決 定 率	点
		高額療養費率	円	一部負担 金 額	円
				減額 免除・支払猶予	円

〈例6 7近心根部分割抜歯、遠心根を支台とする〉

傷 病 名 部 位	7 Per 7 7 6 MT	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止

7 ブリッジ脱離・再装着

傷 病 名 部 位	7 6 5 Brダツリ	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止

8 ブリッジ破損・再製作

傷 病 名 部 位	7 6 5 Br破損	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止

傷 病 名 部 位	6 5 4 Br破損→MT	診 療 開始日	年 月 日		
		診 療 実日数	日 (日)		
		転 帰	治 癒	死 亡	中 止

⑨ 支台歯の疾患によりブリッジの除去

傷病名 部位	7 Per	診療開始日	年 月 日				
		診療実日数	日 (日)				
		転帰	治癒	死亡	中止		
摘要	⑦ 6 ⑤ Br除去 6 ポンティック除去 75 FMC除去	公費分 点数	請求 決定率	点	合計	点	
		患者負担額 (公費)	円	決定率	点		
		高額療養費	円	一部負担 額	減額 免除・支払猶予	円	

⑩ 有床義歯新製

傷病名 部位	1 ~ 7 MT	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日 (日)		
		転帰	治癒	死亡	中止

⑪ 有床義歯の調整

傷病名 部位	1 ~ 7 PDフテキ	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日 (日)		
		転帰	治癒	死亡	中止

⑫ 有床義歯調整と洗浄 (SP)

傷病名 部位	1 ~ 7 PDフテキ、Dul	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日 (日)		
		転帰	治癒	死亡	中止

⑬ 有床義歯内面適合法

傷病名 部位	1 ~ 7 MT (床裏装)	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日 (日)		
		転帰	治癒	死亡	中止

⑭ 有床義歯の修理

傷病名 部位	1 ~ 7 PDハセツ	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日 (日)		
		転帰	治癒	死亡	中止

⑮ 増歯（追加修理）

傷病名部位	<u>1</u> Per→MT、 <u>1</u> ~ <u>7</u> MT（増歯） <u>1</u> ~ <u>7</u> MT（ <u>1</u> 増歯）	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日（ 日）		
		転帰	治癒	死亡	中止

⑯ 有床義歯修理と内面適合法

〈例1 1 - 7 義歯破損、有床義歯内面適合法が同時の場合〉

傷病名部位	<u>1</u> ~ <u>7</u> PDハセツ、MT（床裏装）	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日（ 日）		
		転帰	治癒	死亡	中止

〈例2 1 - 7 義歯破損後、有床義歯内面適合法に移行の場合〉

傷病名部位	<u>1</u> ~ <u>7</u> PDハセツ→MT（床裏装）	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日（ 日）		
		転帰	治癒	死亡	中止

⑰ 有床義歯床下粘膜調整処置後に新製

傷病名部位	<u>1</u> ~ <u>7</u> 床下粘膜異常 → MT	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日（ 日）		
		転帰	治癒	死亡	中止

⑱ 部位記載を必要としない傷病名

〈例1〉

傷病名部位	歯ざしり	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日（ 日）		
		転帰	治癒	死亡	中止

〈例2〉

傷病名部位	口内炎	診療開始日	年 月 日		
		診療実日数	日（ 日）		
		転帰	治癒	死亡	中止

② 公費単独の場合

診療報酬明細書
(歯科)

都道府 医療機関コード
県番号

令和 8 年 6 月分

3	1	社・国	3	後期	1	単独	2	本外	8	高外
歯科	2	公費	2	3	3	併	4	6	0	7

公費負担者番号	1	2	1	3	○	○	○	○	公費負担医療の受給者番号	○	○	○	○	○	○	○	
氏名	1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令 . . 生										特記事項	届出	保険医療機関の所在地及び名称	診療開始日	年 月 日		
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害										補管 歯初診			診療 実日数	日 (3 日)		
傷病名部位														転帰	治癒	死亡	中止

公費負担医療のみの場合の第1公費の診療実日数は () 内に記載します。

「転帰」欄

① 治癒の場合

診療報酬明細書
(歯科)

都道府 医療機関コード
県番号

令和 8 年 6 月分

3	1	社・国	3	後期	1	単独	2	本外	8	高外
歯科	2	公費	2	3	3	併	4	6	0	7

公費負担者番号									公費負担医療の受給者番号								
氏名	1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令 . . 生										特記事項	届出	保険医療機関の所在地及び名称	診療開始日	8 年 3 月 25 日		
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害										補管 歯初診			診療 実日数	5 日 () 日		
傷病名部位														転帰	治癒	死亡	中止

治療が継続している場合には記載の必要はありません。治癒した場合には「治癒」、死亡した場合には「死亡」、中止又は転医の場合には「中止」のそれぞれの字句を○で囲みます。

② 未来院の請求の場合（㊟請求）

診療報酬明細書 (歯科)										令和 8 年 6 月分		都道府県番号		3 1 社・国 3 後期 1 単独 2 本外 8 高外 2 2 2 併 4 六外 0 高外 3 3 併 6 家外 7 7			
公費負担番号										公費負担医療の受給者番号		保険者番号		被保険者資格に係る記号・番号		(枝番)	
氏名										特記事項		届出		保険料の所在及び名称		診療開始日	
1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 5 令 . . 生												補管 歯初診				診療 実日数	
職務上の事由										1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害						転帰 治癒 死亡 中止	
傷病名部位																8 年 3 月 16 日	
0 日 ()																	
患者転勤のため未来院 FMC 8.6.29装着予定																	
公費分請求点数決定率										点		合計		点			
患者負担額(公費)										円		決定率		点			
高額療養費										円		一部負担金 額		減額 免除 支払額		円	

歯冠修復物又は欠損補綴物の装着予定日より起算して1月以上経過したにもかかわらず患者が来院しない場合であって、当該歯冠修復物又は欠損補綴物の請求をする場合は以下のように記載します。

- ①請求月は修復物又は補綴物の製作月とします。
- ②診療開始日は初診日を記載して実日数は0日とします。
- ③「転帰」欄は「中止」を○囲みします。
- ④摘要欄には㊟又は未来院と記載し、修復物又は補綴物の種類及び装着予定日及び装着できなくなった理由を記載します。

第2章 レセプト点検の概要

レセプトの作成要領について述べてきましたが、作成したレセプトが出来上がったら提出前の院内点検を行うことで算定上誤りのないレセプトとして完成します。

提出したレセプトは審査支払機関で審査（点検）され、誤りがあると、返戻（レセプトにフセンがついて医療機関に戻ってくる）になったり、減点（第一次審査でレセプト上で減点されること）されて、増減点連絡表により医療機関に通知されてきます。

保険医療機関で作成されたレセプトは提出前に院内点検を行った上で、審査支払機関を経て、保険者（健保組合等）に送られ、支払側として再度審査（保険者点検）されます。その点検により保険者側からのレセプトの返戻及び減点が発生し、審査支払機関を経由して通知されます。

1. 傷病名と診療内容からみた点検

レセプトの内容の点検とは、レセプトの傷病名欄以下の各欄に記載された事項を点検することであり、療養担当規則と点数表の規定に照らして点検することです。すなわち、診療内容と算定点数の適否の点検ということです。診療内容の適否の判断には医学の専門知識が必要なので容易ではありませんが、算定点数の点検には医学の専門知識は必ずしも必要としません。

まず、算定点数の点検を行うべきです。それには点数表の規定をよく理解していることが必要ですが、点数表の規定を知らなくてもできる事柄もあります。それは、計算誤りの点検であり、レセプト上において横計、縦計に誤りがないかを点検することです。またコンピューターにより出力されたレセプトであっても、入力誤りによる回数の算定誤り等もみられ、やはり点検は必要です。

(1) 給付対象外に注意

健康診断の結果、美容医療、その他医療の給付対象外のものをチェックします。

診療の結果、無病であっても、何らかの症状を訴えて診療した場合であれば、給付対象となります。

この場合の傷病名は「〇〇の疑い」等となります。

(2) 傷病名と診療内容の不一致

レセプトに処置や手術等の請求があるのに、該当する病名がないというケースはよくみられます。

また、指導管理のみで処置等がなく何か月も続いている場合も要注意です。

(3) 診療開始日と診療実日数の確認

診療開始日の記入もれ、診療開始日と診療月及び初診料の算定日が不一致となっている

ないか、診療実日数と再診料の算定回数の不一致等をチェックします。カルテをみて当月より前にさかのぼり診療内容を確認することも必要です。保険者には同一患者のレセプトが初診から治癒まで保存され、縦覧点検が行われていますから院内点検時にも1枚のレセプトの前後月の診療内容を確認しなければなりません。

2. 算定要件からみた点検

算定点数の誤りは、点数表の規定についての理解不十分によるものが圧倒的に多いといえます。

1. 算定単位の誤り
2. 医学管理等の算定誤り
3. 歯内治療における根管数の算定誤り
4. 歯冠形成と歯冠修復の相互関係の誤り
5. ブリッジの算定要件誤り
6. 有床義歯の維持装置等の算定誤り
7. 病名もれ・病名誤り
8. 病名部位と治療内容の不一致

以上のような内容の誤りが多くみられます。

また、歯科には算定単位の定めがあって次のように条件が決められているので注意を要します。

算定単位について		対象処置等
1 口腔につき	口腔内全体で1回のみの算定	機械的歯面清掃処置等
1 口腔 1 回につき	口腔内全体で1回ごとの算定	歯周病処置等
1 顎につき	上顎・下顎別々に1回のみの算定が可	線副子等
1 顎 1 回につき	上顎・下顎別々に1回ごとの算定が可	有床義歯床下粘膜調整処置等
1 / 3 顎につき	1 / 3 顎ごとに1回のみの算定	スケーリング等
1 歯につき	1つの歯について1回のみの算定	拔牙手術等
1 歯 1 回につき	1つの歯について1回ごとの算定	単純処置 根管貼薬処置等

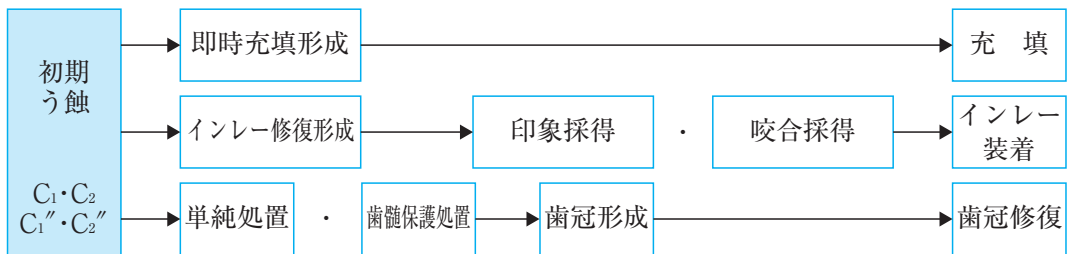
3. 治療の流れからみた点検

歯科診療の場合は、治療の流れによる点検が必要となります。

治療における疾患は、下表のように大きく5つの疾患に分けることができます。

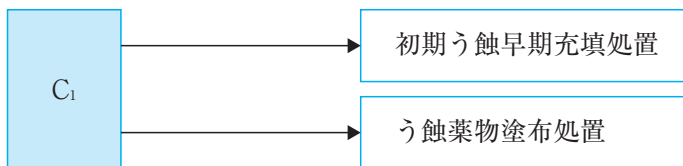
疾患別診療内容	傷病名(例)	点検
初期う蝕の治療	$\overline{4} C(C_1, C_2, C_1'', C_2'')$	各疾患で治療内容が異なります。 治療の流れを把握することで点数算定や 治療の内容が理解できます。 治療の流れをみて点検をしていくことが ポイントになります。
歯髄炎の治療	$\overline{7} \text{Pul}$	
根尖性歯周炎の治療	$\overline{6} \text{Per}$	
歯周治療	$\frac{7}{7} + \frac{7}{7} P$	
欠損補綴ブリッジ 有床義歯	$\overline{⑤ 6 ⑦} \text{MT}$ $\overline{7 6 4} \mid \overline{5 6 7} \text{MT}$	

初期う蝕の治療の流れ (C)



※歯髄保護処置の直接歯髄保護処置を行った場合は1月以上の経過観察を行った後に歯冠修復を実施する。

歯髄保護処置の歯髄温存療法を行った場合は3月以上の経過観察を行った後に歯冠修復を実施する。



歯髄炎の治療の流れ (Pul)



(2) 歯冠修復

歯冠修復の種類には、①充填、②金属で修復を行う金属歯冠修復、③非金属で修復を行う非金属歯冠修復及び④その他（乳歯冠、既製金属冠、小児保険装置）があります。ここでは、歯冠修復の種類と材料、装着後の修復物の⑤修理及び⑥維持管理について説明します。

歯冠修復はそれぞれ、歯冠形成や印象採得・咬合採得を経て歯冠修復が完了します。

保険診療で認められている歯冠修復は、充填、根面被覆、小児保険装置（固定式・可撤式）と次のものに限られています。

金属冠		非金属冠
インレー	接着冠	レジンインレー
前歯の3/4冠	レジン前装金属冠	硬質レジンジャケット冠
白歯の4/5冠	レジン前装チタン冠	CAD/CAM冠
全部金属冠	乳歯金属冠	CAD/CAMインレー
チタン冠	既製金属冠	乳歯ジャケット冠

① 充填

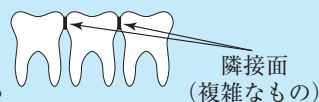
M009 充填（1歯につき）

・充填の「技術料」及び「材料料」により算定する。

1. 充填の所定点数（技術料）は、1歯につき、次のように算定する。

(1)単純なものとは、隣接面を含まない窩洞に対して行う充填をいう。

(2)複雑なものとは、隣接面を含む窩洞に対して行う充填をいう。



2. 充填の材料料は、1窩洞につき、次のように算定する。

(1)単純なものとは、隣接面を含まない窩洞に対して行う充填をいう。

(2)複雑なものとは、隣接面を含む窩洞に対して行う充填をいう。

3. 填塞材による充填は、材料及び填塞の費用が初期う蝕早期充填処置に含まれる。

充填の所定点数（技術料）

注）研磨に係る費用を含む。

充 填 1	充 填 2
歯面処理を行う場合（1歯につき、材料料を除く）	充填1以外（1歯につき、材料料を除く）
単純なもの…………… 106(159)	単純なもの…………… 59(89)
複雑なもの…………… 158(237)	複雑なもの…………… 107(161)

※（ ）内点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者の加算後の点数。

・充填の点数は、充填1と充填2に区分される。

・充填1は、歯面処理を行う場合に算定し、それ以外の場合は、充填2により算定する。

充填材料及び材料の種類

（1窩洞につき） 充填材料料	材料		区分(点)	単純	複雑
	歯科充填用材料Ⅰ	(1)複合レジン系		12	31
		(2)ガラスアイオノマー系	標準型	7	18
			自動練和型	8	21
	歯科充填用材料Ⅱ	(1)複合レジン系		4	11
		(2)ガラスアイオノマー系	標準型	3	8
			自動練和型	6	17

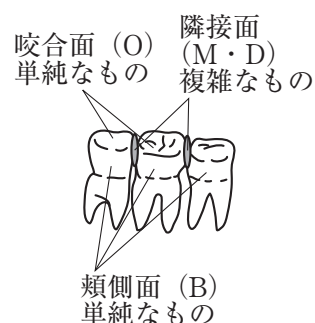
充填用材料Ⅰ	光重合型複合レジン(複合レジン系) 光重合型充填用レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)
充填用材料Ⅱ	複合レジン(複合レジン系) ガラスアイオノマーセメント(ガラスアイオノマー系)

- ・充填材料は、1窩洞につき材料の種類により算定する。
- ・1歯に2窩洞の場合は、それぞれの窩洞ごとに充填材料料を算定する。
- ・同一歯面に複数の窩洞が存在する場合は、1窩洞として取り扱う。
- ・歯冠部の唇側歯質が十分に残存している前歯部の失活歯に対して充填を行うに当たり、歯冠部の破折の防止を目的として、複合レジン（築造用）及びファイバーポスト（支台築造用）又は複合レジン（築造用）及びスクリューポスト（支台築造用）を併用した場合は、支台築造「2 直接法」を算定する。この場合、窩洞形成及び充填をそれぞれの区分に従い算定する。

〔参考〕

歯の充填面

- ・単純なもの 隣接面を含まない面（B・L・O・I）
- ・複雑なもの 隣接面を含む面（M・D）
（隣接面とは歯が隣り合っている面をいう。）



歯質くさび状欠損 (WSD)

- ・歯ブラシによる摩耗で、露出歯根面が、「くさび」状にすりへった状態をいう。必要があれば充填によって硬組織の実質欠損を補う。
- ・治療はう蝕症の治療に準じて充形等の算定となる。

レセプト記載上の留意点



〈「補診」の項〉

- 欠損補綴物を新たに製作する場合は左欄に、有床義歯修理又は有床義歯内面適合法を実施した場合は右欄に、点数及び回数を記載する。

〈「その他」欄〉

- 歯科技工士連携加算 1 及び 2：加算点数及び回数を記載する。

〈「摘要」欄〉

- 補綴時診断料（有床義歯修理を実施した場合に限る）：初回の場合は初診月を除き初回と記載する。2 回目以降の場合は当該装置に係る当該診断料の前回実施年月日を記載する。
- 歯科技工士連携加算 1 及び 2：部位を記載する。ただし「傷病名部位欄」の記載から明らかに特定できる場合は省略可。

レセプト点検のポイント

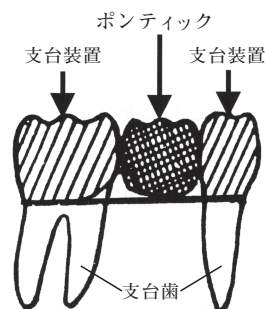
- 1) 有床義歯内面適合法で補綴時診断90点を算定しているもの。
- 2) 有床義歯の破折修理に算定されているもの。
- 3) 有床義歯及びブリッジの着手時点ではない時期に算定されているもの。

2) 架工義歯（ブリッジ）

架工義歯とは、欠損している歯の隣在歯に維持を求め、欠損部に人工歯を配した義歯のことで、その形態が吊り橋に似ているところから、ブリッジと呼ばれています。取りはずしのできる可動式のものも製作できますが、一般的には固定装着されたものを製作します。ブリッジ1装置は、支台装置とポンティックにより構成されています。ポンティックとはブリッジの人工歯の部分进行います。

ブリッジの設計に関しては、「ブリッジについての考え方2007」

（注）により、歯の欠損状況から1装置（支台装置とポンティックの構成）において支台歯の咬合力の負担能力を判断して支台歯数を定めます。（注・日本歯科医学会による）



第1章 レセプト作成 (模擬カルテより)

第2編の第1章・第2章で各診療行為ごとのレセプト作成に関わる留意事項を学んできましたが、第3編では模擬カルテを使用し治療の流れによるレセプト作成の方法をマスターしましょう。

この章では模擬カルテを使用して、療法・処置欄より点数算定を行い、レセプトを作成する練習を行います。略称や摘要欄等記載事項は、本章の「2.」、「3.」も参照してください。

1. 歯科疾患における治療の流れ（カルテ例及びレセプト）

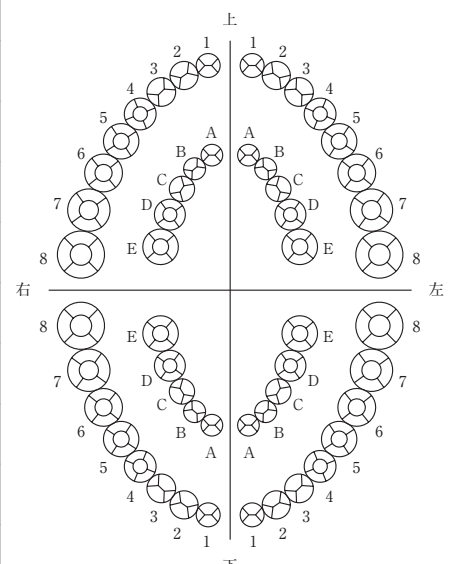
- 例1 初期う蝕の治療（C）
- 例2 初期う蝕、歯髄炎の治療（Pul 例1）
- 例3 歯髄炎の治療（Pul 例2）
- 例4 根尖性歯周炎の治療（Per）
- 例5 歯周治療（P 例1－1）
- 例6 歯周治療（P 例1－2）
- 例7 歯周治療（P 例1－3）
- 例8 欠損補綴（ブリッジ）
- 例9 欠損補綴（有床義歯 例1）
- 例10 欠損補綴（有床義歯 例2）

カルテ例 1

初期う蝕の治療（C）

カルテ 1 号用紙

歯 科 診 療 録

公費負担者番号				保険者番号		0 6 1 3 5 7 8 4					
公費負担医療の受給者番号				被保険者証		記号・番号 3 9 ・ 4 3 2 6 (枝番) 0 1					
受診者	氏名	石橋 智彦				有効期限		令和 年 月 日			
	生年月日	30 年 2 月 8 日生		男・女		被保険者氏名		石橋 和男			
	住所	電話 局 番		資格取得		昭和 年 月 日		所在地		電話 局 番	
	職業	被保険者との続柄		家族		事業所		所在地		電話 局 番	
部 位	傷 病 名	職務	開始	終了	転帰						
E	C ₂	上・外	8 年 6 月 8 日	年 月 日							
C ₆	C ₁	上・外	年 月 日	年 月 日							
		上・外	年 月 日	年 月 日							
		上・外	年 月 日	年 月 日							
		上・外	年 月 日	年 月 日							
		上・外	年 月 日	年 月 日							
		上・外	年 月 日	年 月 日							
		上・外	年 月 日	年 月 日							
		上・外	年 月 日	年 月 日							
〈届出の状況〉 補管 歯DX 1 歯初診						〔主 訴〕その他摘要					
傷 病	意 見 書 交 付					入 院 期 間					
自 至		月 月		日 日		年 月 日		自 至			
月 月		日 日		日 日		日 日		日 日			
業務災害又は通勤災害の疑いがある場合は、その旨											
備 考											

第1章 口腔内の組織と名称

1. 口腔内の組織と名称

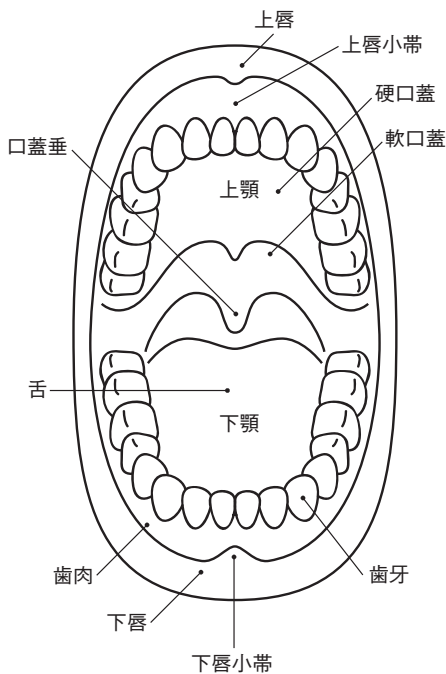
(1) 歯の名称と歯式

口を大きく開けると口の中の組織が見えます。口をあけた空間（全体）を口腔といい、その組織には、歯、歯肉、舌、口蓋、歯槽骨、顎骨等があり、口の中全体を口腔領域といいます。

歯の仕組みと働きを理解するために、ここでは組織やそれぞれの名称、その仕組みについて説明します。

これらの組織は、それぞれいろいろな働きをしています。

口腔内組織図



上顎（じょうがく）とは、上あごのことをいいます。口蓋（こうがい）は、上あごの上壁で硬口蓋（こうこうがい）と軟口蓋（なんこうがい）に分けられます。

硬口蓋は、口蓋の前方約2/3を占める硬い骨の部分でその表面は粘膜で覆われています。軟口蓋は硬口蓋に続き後方1/3の部分で骨はなく柔らかい部分をいいます。

下顎（かがく）は下あごです。

舌（ぜつ）等の組織から成り立っています。

口唇（こうしん）は、上唇（じょうしん）と下唇（かしん）とに分かれますが、上唇は“うわくちびる”であり下唇は“したくちびる”のことをいいます。この口唇と歯肉（しにく）いわゆる“歯ぐき”ですが、この両者をつないでいる組織が小帯です。上唇小帯、下唇小帯といいます。

「歯」のことを医学用語で歯牙（しが）といいます。上顎に永久歯で16本、下顎に16本の歯牙が萌出します。

口の中全体をさして1口腔といいます。

索引

【英数字】

3次元プリント有床義歯	249
CAD/CAMインレー	214
CAD/CAMインレー窩洞形成加算（インレー修復形成）	195
CAD/CAMインレー窩洞形成加算（歯冠形成）	193
CAD/CAM冠	213
N i - T i ロータリーファイル加算（加圧根管充填処置）	136
OA（表面麻酔）	185

【ア】

悪性腫瘍特異物質治療管理料	62
アクチバトール（FKO）	274
アップライトスプリング	275

【イ】

イ及びロ以外（撮影料）	99
イ及びロ以外（診断料）	99
医学管理等	45
医科連携訪問加算（歯科訪問診療料）	67, 71
維持管理（歯冠修復）	220
一般名処方加算（処方箋料）	111, 114
一般名処方について	116
遺伝性疾患療養指導管理料	62
医療機器安全管理料	62
院外処方	111
印象採得	198
印象採得（歯科矯正）	272
院内処方	111
院内製剤加算（調剤技術基本料）	114
インレー修復形成	195

【ウ】

う蝕歯無痛の窩洞形成加算（歯冠形成）	193
う蝕歯無痛の窩洞形成加算（即時充填形成）	195
う蝕薬物塗布処置	126, 131

【エ】

永久歯の歯根完成期以前及び乳歯加算（生活歯髄切 断）	126, 132
栄養情報連携料	62
エナメル質初期う蝕管理料	45, 53
エラスティクス	275

【カ】

加圧根管充填処置	126, 136
開口訓練	123
介護支援等連携指導料	62
外傷性脱臼歯（歯の再植術）	171
回復期等口腔機能管理計画策定料	62
回復期等口腔機能管理料	62
開放型病院共同指導料（Ⅰ）	62
開放型病院共同指導料（Ⅱ）	62
外来緩和ケア管理料	62
外来腫瘍化学療法診療料	62
外来放射線照射診療料	62
外来リハビリテーション診療料	62
下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯加算 （抜歯手術）	171, 172
顎運動関連検査	81, 85
顎関節脱臼非観血的整復術	171, 179
顎関節治療用装置（口腔内装置）	127
顎口腔機能診断料	269, 272
顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く）	171, 176
拡大装置	274
架工義歯（ブリッジ）（B r）の算定（欠損補綴）	234
架工義歯（ブリッジ）（欠損補綴）	233
仮床試適	256
画像診断	98
仮着（ブリッジ）	235
カルテまたはレセプトに使用できる略称	334
患家診療時間加算（歯科訪問診療料）	67, 69
がん患者指導管理料	62
がんゲノムプロファイリング評価提供料	62
看護職員処遇改善評価料	280
感根即充	126, 135
がん性疼痛緩和指導管理料	62
間接歯髄保護処置（歯髄保護処置）	126, 129
間接支台装置	252
感染根管処置	126, 134
がん治療連携管理料	62
がん治療連携計画策定料	62
がん治療連携指導料	62

【キ】

機械的歯面清掃処置	127, 143
既製金属冠	216
基本診療料（第1章）	31
休日加算（再診料）	37